

第58回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 平成27年1月26日(月)
午後1時30分～午後3時10分
場所 プラザおでって 大会議室

出席委員

伊藤悦子	委員	岩手県農業農村指導士
川田昌代	委員	岩手県環境アドバイザー
川村冬子	委員	森林インストラクター
熊谷富民子	委員	JA岩手県女性組織協議会会長
近藤とし子	委員	岩手県商工会女性部連合会監事
庄司知恵子	委員	岩手県立大学社会福祉学部講師
高橋早弓	委員	岩手県森林・林業会議常任理事
豊島正幸	委員	岩手県立大学総合政策学部長
服部幸司	委員	不動産鑑定士
南正昭	委員	岩手大学工学部教授
三宅諭	委員	岩手大学農学部准教授
芳沢荃子	委員	岩手県教育委員

(五十音順)

1 開 会

【事務局】(白澤環境影響評価・土地利用担当課長)

皆様お揃いでございますので、配付資料の確認をします。

本日の資料については、事前に委員の皆さまに送付し、持参くださるようお願いしておりましたが、お持ちになっていない方はいらっしゃいますか。皆さまお持ちのようですので、資料の確認をします。

順に、次第、配置図、委員名簿、事務局名簿、資料1「土地利用区分別面積の推移等について」、資料2「岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について」、資料3「国土利用計画岩手県計画の改定等について」、資料4「東日本大震災津波からの復旧・復興状況について」というパンフレット、参考資料1「岩手県国土利用計画審議会の所掌事務について」、参考資料2「岩手県国土利用計画審議会条例」、参考資料3「岩手県国土利用計画審議会運営規程」、参考資料4「復興整備計画及び復興整備協議会について」、参考資料5「岩手県土地利用基本計画の概要」、参考資料6「岩手県土地利用基本計画書」、参考資料6「国土利用計画岩手県計画(第四次)」です。

そして、本日、補足資料として、資料1補足資料「平成24年から平成25年の土地利用転換の状況」、資料2補足資料「復興整備協議会における土地利用基本計画の変更面積につ

いて」を追加配付しております。

それでは、ただいまから、第 58 回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。

私は、環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長の臼澤勉でございます。

まず、会議の成立についてご報告いたします。本日、ご出席いただいている委員の皆様は、委員総数 17 名中、12 名でございます。岩手県国土利用計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定における半数以上の出席をいただいておりますことから、会議は成立していることをご報告申し上げます。

また、会議の公開についてですが、本日の会議は、公開することとして進めさせていただきます。

2 挨拶

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

はじめに、風早環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】（風早環境生活部長）

皆さんこんにちは。環境生活部長の風早でございます。

第 58 回岩手県国土利用計画審議会の委員の皆様には、大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

当審議会は、国土利用計画法に基づき設置しているものでございます。本県の土地行政の基本となります国土利用計画岩手県計画、岩手県土地利用基本計画について、ご審議、ご指導をいただいているところでございます。

県といたしましては、人口減少や県土の安全性に対する要請の高まり等、県土利用をめぐる基本的状況の変化を踏まえつつ、県土が県民のための限られた資産でありますので、県民のために適切かつ合理的に土地利用が推進されるよう取り組んでいくところであります。

さて、国においては、昨年 7 月に 2050 年を見据えた国土づくりの理念を示した「国土のグランドデザイン 2050」を発表しました。

現在、国土利用計画全国計画の改定作業が進められており、今年の夏には、取りまとめられるのではないかと聞いております。県といたしましても、全国計画の策定状況を見据えながら、適切に対応していく必要があると考えております。

本日の内容でございますが、まず、岩手県の土地利用基本計画の変更について諮問をさせていただきます。

土地利用基本計画は、都市計画法、森林法などの個別の法律に基づく諸計画に対する上位計画として位置づけられておりますので、大所高所から委員の皆様のご意見を賜りたいと思っております。

次に、今年の夏にも策定されると申しあげました国土利用計画全国計画を基本とする岩手県計画の改定について、今後の作業の進め方等についてご説明を申しあげ、ご意見をいただければと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本日のご議論を含めまして、今後とも本県の土地行政の推進につきまして、ご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私から開会に際してのご挨拶とさせていただきます。本日は宜しく願いいたします。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

ここで、誠に恐れ入りますが、風早部長においては、所用のため退席させていただきますので、ご了承願います。

3 議 事

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、岩手県国土利用計画審議会条例第4条第2項の規定により会長が務めることとされておりますので、豊島会長に以後の進行をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

【豊島会長】

開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

私たちは、土地利用や土地利用に係る規制について、あまり意識しないで過ごしていることが多いと思いますが、この年に一回の審議会で審議する度に、土地利用の規制について改めて意識しているように思います。

震災から4年が経とうとしておりますが、被災地では、高台移転の造成工事も次々に着工し、一部に完成した地区もあります。そのような場合、多くは森林を宅地に転換する訳ですが、所有者が同意すればすぐできるものではなく、その区域が森林地域であれば、森林地域を外すという手続きが必要です。その場合も、この審議会というのが、私には身近というか当事者として感じているところであります。

本来は被災地の土地利用計画が変わる場合、この審議会で審議されるべきものですが、東日本大震災復興特別区域法によって、各市町村が立ち上げる復興整備協議会において、国や県、関係する方々が一堂に会して決めるというワンストップ化が進められているため、被災地関係の案件はこの審議会にはかからないということでもあります。

ただ、本日は、復興関係で土地利用がどのように動いているかという情報提供もして頂きたいと存じます。

それでは本日の会議録署名委員ですが、これまで順番をお願いしておりまして、本日は近藤委員と高橋委員をお願いしたいと存じます。宜しくお願いいたします。

なお、会議録署名委員は、岩手県国土利用計画審議会運営規程第5条第2項の規定に基づくものであります。

(1) 岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更等について

「土地利用区分別面積の推移等について」

【豊島会長】

それでは、議事に入ります。

先ほど、部長からも話がありましたが、知事から諮問されております「岩手県国土利用基本計画（計画図）の変更」についてであります。

まずは、審議の前提となる「土地利用区分別面積の推移等」について事務局から説明をお願いいたします。その状況を踏まえながら諮問された内容について審議していただきたいと存じます。それでは事務局からお願いします。

【事務局】（佐々木主任主査）

資料1をご覧ください。1ページ「土地利用区分別面積の推移等について」平成25年の状況をご報告します。

「1 現行計画の概要」について、現行の第四次国土利用計画岩手県計画は、国土利用計画法に基づき、平成20年10月に目標年次を平成29年とし策定したものです。内容は、県土の利用に関する基本的構想等を定めたもので、概ね10か年を計画期間としています。この計画は、国土利用計画市町村計画や、岩手県土地利用基本計画の基本となっています。

次に「2 平成25年の状況」について、別紙2～3ページの「土地利用区分別面積の推移」資料の2ページの「土地利用の推移」の表及びグラフの「平成25年の面積」の概要をご報告します。「農用地」は、当初の想定より緩やかに減少。「森林」は、当初の想定より減少。「宅地」は、当初の想定より緩やかに増加しているものの、全体としては、農林業等の自然的土地利用から都市的土地利用への転換は鈍化の傾向となっています。

次に「3 今後の予定、現行計画の改定」について、現在、県計画が基本とする「国土利用計画全国計画」の改定作業が進められていることや、「岩手県東日本大震災津波復興計画」等を踏まえた内容の見直しが求められている状況等から、現行の第四次県計画の改定作業を進めようとするものです。詳細については、議事(2)で資料3によりご説明いたします。

2ページ、資料1別紙をご覧ください。「土地利用区分別面積の推移について」表とグラフにまとめ、ご報告します。

上段「土地利用の推移」の表における平成17年の基準年次、平成29年の目標年次の面積は、現行の第四次県計画の「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」に基づくものであり、基準年次から目標年次までの面積の推移については、毎年、当審議会にご報告しているところであります。

なお、土地利用区分別の面積の把握に当たっては、毎年実施される国土交通省の「土地利用現況把握調査」要領に基づき算出しているものです。

平成 25 年の利用区分別の面積について、表下に【参考】として県土面積に占める割合を横棒グラフで表示しております。平成 25 年の割合は平成 24 年と同率となっています。

次に、表下から土地利用区分毎の状況について、2 種類のグラフにより表示しています。左側のグラフは、目標年次までの計画面積を青色で、平成 25 年までの実績面積を赤色の折れ線グラフで表示。右側のグラフは、基準年次から平成 25 年までの実績面積を青色の縦棒グラフと、各年の対前年比増減率を赤色の折れ線グラフで表示しています。

それでは、利用区分毎に、右側の「基準年次から平成 25 年までの実績と増減率」のグラフにより、平成 25 年の状況等をご説明します。

まず、「農用地」については、農地が宅地等への転用により減少したものの、採草放牧地が市町村の農業振興地域計画の定期見直しに伴う地目別面積の整理等により増加となったものです。次に、「森林」については、民有林面積が、馬淵川上流地域森林計画策定に伴う森林面積の見直し等により減少となったものです。「原野」については、農用地の「採草放牧地」面積の増加により減少となったものです。「水面・河川・水路」については、胆沢ダム of 竣工に伴う湛水面積の増加によるものです。「道路」については、高速自動車国道及び市町村道の道路面積の増加によるものです。現在、計画を下回っていますが、今後、三陸縦貫自動車道の整備等に伴い増加が見込まれます。「宅地」の面積については、沿岸地域の宅地造成及び商業業務用地等の増加、また、盛岡南土地区画整理事業周辺の宅地分譲等の増加によるものです。今後、復興に伴う宅地造成及び商業施設建設用地の増加が見込まれます。最後に、「その他」の面積については、平成 24 年から横ばいとなったものです。今後、復興事業等による公共施設用地等の増加が見込まれます。

続きまして、本日お配りした資料 1 の補足資料について、白澤からご説明します。

【事務局】（白澤環境影響評価・土地利用担当課長）

資料 1 補足資料について、御説明いたします。この資料は、平成 24 年から平成 25 年の一年間における全体の土地利用の転換状況について、整理したものです。

全体として、直近の土地利用転換の状況は、森林マイナス 3、農地マイナス 6、原野と採草放牧地でマイナス 1、水面を除く自然的土地利用全体としてはマイナス 10 で、約 1,000ha 減少しています。これらが、ダム等の水面にプラス 4、道路や宅地等の都市的土地利用にプラス 6 転換されている状況にあります。

特に、森林から森林以外への転用の内訳ですが、約 7 割が道路やダム等の公共施設用地、約 3 割が農用地や宅地等への転換であります。農地についても、一般個人住宅や事業所用地といった宅地等への転用を中心に、道路、水路等の公共施設用地への転換により減少しています。

全体としては、前年と比較して、農林業的土地利用を含む自然的土地利用から都市的土地利用への転換は減少・抑制されている状況にあります。

【豊島会長】

ありがとうございました。

ただいま、土地利用区分別面積の推移、長期的なものとして平成 24 年から平成 25 年にかけてのものについてご説明がありました。こういった区分別面積の推移というのは、これから議論をする上でベースになるものであります。

この件についてご質問ございませんか。

全体的な傾向として、「農用地」は当初の想定より緩やかに減少している、「森林」は当初の想定より減少している、そして、「宅地」は当初の想定より緩やかに増加しているという全体的な傾向を御説明いただきました。そして、全体としては、農林業等の自然的土地利用から都市的土地利用への転換は鈍化の傾向にあると総括してあります。これは、10 年間を見据えた第四次岩手県計画の冒頭に掲げている目標です。「自然的土地利用の減少抑制」と「県土利用の質的向上」というこの目標に沿うような傾向になっていると受け止めてよろしいでしょうか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

ただいま会長からお話がありまして、お、「国土利用計画岩手県計画」の大きな方向性としては、自然的土地利用の減少をなるべく抑えながらも、土地利用の質的な向上を図っていこうという考え方です。今回の転換の状況につきましても、東日本大震災津波による復興整備事業等の大きな環境の変化もあるものの、道路や宅地等の人工的土地利用は限定的なところで抑えられております。今年の転換に比べても、宅地等への転換も 100ha ほど少なくなっている状況でございます。全体的な転換の傾向については、今会長からお話があったとおり、自然的土地利用の減少は抑制されつつ、一方で県土利用の質的向上が図られていると認識しております。

【豊島会長】

はい、ありがとうございます。

続いて、皆さんが更にお聞きしたいのではないかとと思う点は要因です。どういう要因があったのか。例えば、「農用地」が当初の想定よりも減少が鈍化している、更には、「宅地」が当初想定よりも増加が鈍化しているという二つについて、関係する要因はあるでしょうか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

はい、今お話がありまして、お、「農用地」につきましても、今回の主な転換の理由は東日本大震災津波によって個人住宅や事業所用地の需要が現れたことから、宅地への転用が伸びてきている状況です。その他、三陸縦貫自動車道の整備等の要因により都市的利用が少し増えている状況にあります。

【豊島会長】

皆様からほかにいかがでしょうか。

【高橋委員】

森林面積についてですが、平成 23 年から 24 年で大きく 3,000ha 減って、24 年から 25 年は 300ha 減っています。25 年の減少理由というのは、馬淵川上流地域森林計画策定に伴う数値の見直しとあります。

ここ数年、三陸縦貫自動車道の建設によって、森林が伐採されているイメージが非常に強いです。この資料の 3 ページ目でも、「今後、三陸縦貫自動車道の整備等に伴う増加が見込まれる」というコメントが付いていますが、今までの減少理由の中に、平成 24 年、平成 25 年ですけれども、三陸縦貫道に関わる減少はどれくらい占めているものなのでしょうか。

また、道路の計画ですから、基本的には事前に計画があつてそれに伴う森林減少がある程度想定されていたと思いますが、森林を削っていくときの審査基準を教えてくださいませんか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

今回の平成 25 年の森林の転換状況については、先ほども大枠のお話をさせていただきましたが、ダムや道路用地として全体で約 7 割程度が公共用地への転換が進んでいる状況です。このうち三陸縦貫道の用地面積がいくらかというのは、担当課からコメントさせていただきます。

【事務局】（森林整備課菊池主任主査）

森林整備課計画担当の菊池と申します。

森林の面積に関しましては、岩手県は 5 つの森林計画区がございまして、毎年 5 つの計画区のうち 1 つずつ見直しまして、5 年間で全県の計画を一回りする形で面積の把握をしているところです。これは森林法で、そのような計画区を定めて 5 年に 1 回ずつ森林の状況を確認していくという制度に基づき行っているものです。

ご質問がございました三陸縦貫道の森林の面積の減少がどのような形で反映されているかに関しましては、資料 1 の 2 ページ目の森林のグラフで、平成 17 年から平成 25 年までの実績と増減率のコメントの中に、「平成 25 年は馬淵川上流地域森林計画策定（5 年に 1 度）に伴う数値の見直し等により減少」と記載してあります。昨年、平成 24 年度につきましては、北上川中流地域森林計画区を見直しております。三陸縦貫道が含まれる大槌・気仙川森林計画区につきましては、今年、大船渡と釜石管内の面積を見直しています。そのため、大槌、気仙、南三陸を含む森林面積の減少につきましては、来年確定という形になります。

一方、沿岸北部、久慈、宮古管内につきましては、5 年に 1 度の見直しを平成 23 年度に行っています。平成 23 年度の編成ですので、震災直後ということで実際に三陸道につつま

しても若干は進んでいるところはございましたが、平成 23 年度時点での三陸道の確定している森林の減少を反映しております。現時点での状況で言いますと、委員の皆様がイメージなさっているように、ここ数年で三陸道は工事が驚異的なスピードで進んでいます。その分についての森林面積の減少への反映というのは、まだこちらの計画の中では反映できていない。今年度、大槌・気仙川計画区について確認しているという状況でございます。

【豊島会長】

高橋委員よろしいでしょうか。

【高橋委員】

そうしますと、三陸道の工事は南の方から進んできているように思うのですが、これから整備が進んでいく久慈、県北沿岸エリアについては、平成 23 年度に一回見直しが済んでいるので、次は 28 年度にその数字が出てくるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】（森林整備課菊池主任主査）

そのとおりです。

【豊島会長】

そうしますと、28 年度には、減少幅が大きくなるということでしょうか。

【事務局】（森林整備課菊池主任主査）

基本的に、道路の建設は、面的な整備というより線的な整備です。ある程度の幅で開発しますが、規模で言いますと、それほど大きな単位、極端な数値で減るということはないと認識しております。

【豊島会長】

そのあたりは、視覚的な受け止めと数字としての受け止めのギャップがあるようです。5年に1回という森林計画の見直しに合わせると、今の期間は数字に反映されていないということですが、データを毎年の資料に反映させることは難しいのですか。

【事務局】（森林整備課菊池主任主査）

岩手県の森林の面積は、民有林だけでも 78 万ha位あります。これを単年度で、全県を網羅していくというのは、体制上非常に難しいところがございます。

ほかに、森林法で定められている計画を見直すものに資源量の把握というものがございまして、単年度で資源量が動くので、それにより森林の資源量を把握しています。1年ごとの把握というのは、作業的に難しいと考えております。

【豊島会長】

はい。そういう見直しの期間があるということを含んで、このような推移のグラフを見ていきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

【川村委員】

平成 25 年の状況のまとめのところで、自然的土地利用の減少は想定よりも緩やかになっていて、都市的利用の増加は緩やかになっているということで、大きな目で見れば、自然的土地利用を守っていこうという目的に沿っている喜ばしい状況になっているのかと思います。一方で、震災後、被災地に住民がなかなか戻っていないとか、岩手県から人口が流出し過疎化が進んでいるということも言われています。結局、都市的な利用が進まないのは、人口自体が減ってしまって、人が居る状態での活動が鈍っているという喜ばしくないことが実は起こっているという見方もできるのではないかと思います。そのあたりのところは、どのように分析されているかお尋ねします。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

被災地では、一日も早い住宅再建、復興を進めようと各市町村、国、県などが、地元の被災者あるいは地域住民の方々にご協力いただきながら、移転先の用地あるいは道路用地等の取得に努めています。委員ご指摘のとおり、復興が遅れると人口流出も進んでしまう、あるいは戻りたくてもなかなか戻れない状況になるということもあり、県、市町村、国、関係機関で、一日も早い復興を進めているという状況でございます。

のちほど、土地利用基本計画の変更についてご説明する際に、改めて、復興整備事業の状況等の用地の転換状況について説明させていただきたいと思います。

【豊島会長】

よろしいですか。

数字とは別に、中身に入るとなかなか難しい問題があるようです。特に、内陸においても農用地の減少幅が小さくなっているというのは、中身に入ったときに、本当に喜ばしいことなのかどうか、私も判断に苦しむところがあります。

もしよろしければ、三宅委員にお尋ねしたいのですが、今の農地利用とか農業の趨勢とか、少し前と比べ随分厳しい状況におかれているように受け止めていますが、そのあたりについて情報や傾向など教えていただけますか。

【三宅委員】

数字についてはすぐには分からないのですが、恐らく皆さんが感じている感覚というのは間違っていないのではないかと思います。ただ、農用地だけで言うのなら、数字としてはそんなに大きくないのではないかと思います。それ以上に一番気になるのは、10 年後は農用地だが、20 年後には農用地でなくなっている可能性はあると思います。それ以外にも、

少しずつ農地が転用されていますが、個人の分についてはそれほど大きくないため、この数字には出てこないと思います。

【豊島会長】

ありがとうございました。それでは事務局からお願いします。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

まず、人口減少を向かえての課題認識としては、中山間地域、農地については耕作放棄地、遊休農地といったものがある程度増えてくるのではないかということ、あるいは中心市街地であれば空地やいわゆる低利用地が増えてくるのではないかという課題を持ちながら、いかに今後人口減少の中で新たな需要と結びつけるか、コンパクトに、限られた資源の中で有効な土地利用を図っていくことが必要だと考えております。

直近の耕作放棄地の統計データを紹介させていただきますが、平成 25 年はあまり増えていない状況です。毎年、市町村と農業委員会が調査している統計で荒廃農地面積がありますが、平成 25 年の荒廃農地は若干微減となっています。この資料では、耕作放棄地は「その他」に分類されますが、平成 25 年は前年に比べても増えておらず、増減ゼロとなっています。

【豊島会長】

他に皆様からいかがでしょうか。

【近藤委員】

耕作放棄地に関連して質問します。例えば、メガソーラーを建てた土地はどの分類になるのでしょうか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

のちほどご協議する土地利用基本計画の変更案件でも、森林を開発してメガソーラーを整備するという案件があります。その場合の区分は雑種地で、「その他」に分類されます。

【豊島会長】

改めて資料 1 の 2 番目の平成 25 年の状況のところ「宅地」についての表現を変えたほうがよいのではないかと思います。「宅地」は、当初の想定より緩やかに増加しているという箇所について、「緩やかに」という表現が馴染まないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

こちらの表現につきましては、当初の想定である青いラインに比べて、復興事業等の影

響もあり少し上回って推移しているということで、この「緩やかに」というのは、傾きの程度が、上回ってはいるものの、急激な増加にはなっていないという意味合いであります。増減率も1.2%であり、急激な増加ではないという意味合いで表現させていただいております。

【豊島会長】

「農用地」についての「当初の想定より緩やかに減少」という表現は馴染むのですが、増加に関しては「緩やかに」という表現が馴染まないので、ご検討いただけませんか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

こちらの表現につきましては、次回以降検討いたします。

【豊島会長】

「小幅な」というような表現が馴染むような気がいたします。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

検討し適切な表現にしていきたいと思っております。

【豊島会長】

ほかになれば、次に進みたいと思っております。

それでは、只今の状況を踏まえ、次の岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更についてです。事務局からご説明をお願いします。

「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について」

【事務局】（桎屋主事）

岩手県土地利用基本計画の変更について説明します。

はじめに、土地利用基本計画について説明したいと思いますので、参考資料5をお開きください。資料中央に、岩手県土地利用基本計画についての説明図がございます。岩手県土地利用基本計画は、「計画書」と「計画図」で構成されています。

まず、「計画書」について説明します。「計画書」は、2つの事項について定めています。1つは、個別規制法に基づいて指定される地域・区域に相当する地域を、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の五地域として定め、五地域それぞれの土地利用の原則を定めています。もう1つは、五地域が重複する地域における土地利用の優先順位を定めています。

ご覧いただいている資料の3ページをお開きください。こちらが、五地域ごとの土地利用の原則について定めているものです。また、4ページの表は、「五地域相互間の調整」定めたものです。例えば、一番上に、横書きの都市地域のうち、市街化区域及び用途地域の欄を下に見ていき、農業地域の農用地区域と交差する欄を見ると「×」と表記してありま

す。これは、制度上または実態上、一部の例外を除いて重複がないものと定められているものです。

次に、「計画図」について説明します。「計画図」は、五地域を5万分の1の縮尺で定めた図面です。「計画図」の現物を会場に掲示してございます。以前は、このように紙で作成しておりましたが、現在は電子データで管理しており、ホームページでご覧いただけます。

本日は、「計画図」の変更について、県土利用の大局的な見地から、変更案件が国土利用計画岩手県計画、岩手県土地利用基本計画に合致したものであるかを審議いただきます。審議いただくポイントは3つです。1つ目は、土地利用基本計画との整合があるかです。2つ目は、土地利用の転換は適正か、土地の有効利用は促進されているかです。3つ目は、変更による他地域への悪影響の有無、白地地域が発生する場合、何らかの形で規制する方策がとれるかです。

それでは、今回の変更案件について説明しますので、資料2の1ページをご覧ください。こちらは、五地域区分の総括表です。五地域区分毎の現行計画の面積と県土面積に対する割合、今回変更する面積、変更後の計画面積と県土面積に対する割合をまとめております。

まず、現行計画面積について説明します。資料の2ページをお開きください。現行計画の面積は、昨年1月に開催した国土利用計画審議会における変更後の面積に、昨年2月から11月に開催した山田町以南の5市町の復興整備協議会において変更した面積の合計値です。

ここで、復興整備協議会における変更について説明したいので、本日お配りした資料2補足資料をご覧ください。平成24年度から26年11月までに、森林地域を310ha縮小しました。縮小した森林地域については、約7割が、防災集団移転促進事業等による住宅地に利用されています。その他は、道路が約1割、津波復興拠点整備事業による防災センターや学校等の公益施設が約1割となっています。

資料2の1ページの総括表にお戻りください。今回変更するのは、五地域のうち、農業地域と森林地域です。農業地域を18ha、森林地域を60ha、合計78haを縮小します。今回の変更で、五地域のいずれにも該当しない白地地域が17ha増加します。

個別の変更内容について説明しますので、3ページをご覧ください。今回の変更案件は、全部で7件です。整理番号1～3は農業地域の縮小案件、4～7は森林地域の縮小案件です。個別の変更案件については、ご覧いただいている一覧表と5ページ以降の図面及び現地写真で説明します。なお、図面と現地写真は、会場前方のスクリーンに映しますので、一覧表と併せてご覧ください。

整理番号1、滝沢農業地域です。地区名は、滝沢市大崎地区です。スクリーンに、変更位置の図面を表示しております。黄色で表示してある地域が、今回縮小する地域です。いわて銀河鉄道の滝沢駅の北西に位置します。市街化区域への編入により、都市的土地利用を図るため、農業地域を6ha縮小します。スクリーンには、変更箇所の五地域の指定状況を表示しております。オレンジ色が農業地域、赤色が都市地域で、赤の縦縞が市街化調整区域であることを示しています。今回、オレンジ色の農業地域を除外し、赤色の都市地域

のみとするものです。スクリーンには、対象地全体の航空写真を表示しております。赤色で囲んだ対象地の南西には岩手県立大学、南には住宅が所在しています。現地写真です。現在は、滝沢市東部体育館等の公共施設や精密機器等の事業所として利用されています。

次に、整理番号2、滝沢農業地域です。地区名は、滝沢市菓子地区です。スクリーンの黄色で表示してある地域です。いわて銀河鉄道の菓子駅西側に位置します。市街化区域への編入により、都市的土地利用を図るため、農業地域を6ha縮小します。変更箇所の上地域の指定状況です。オレンジ色の農業地域を除外し、赤色の都市地域のみとするものです。対象地全体の航空写真です。対象地は、現在指定されている市街化区域の縁辺部に位置し、一部市街地に取り囲まれた農用地区域を含みますが、一体的に市街地を形成することにより、居住環境の向上が図られるため、農用地区域も併せて市街化区域に編入するものです。現在は、ご覧のように、病院や福祉施設等の公益施設、住宅地等として利用されています。

整理番号3、矢巾農業地域です。地区名は、矢巾町南明堂地区です。スクリーンの黄色で表示してある地域です。矢巾町役場の道路を挟んで西側に位置します。市街化区域への編入により、都市的土地利用を図るため、農業地域を6ha縮小します。変更箇所の上地域の指定状況です。オレンジ色の農業地域を除外し、赤色の都市地域のみとするものです。対象地全体の航空写真です。現在は、矢巾町保健福祉交流センター、JAの営農センターと倉庫等として利用されています。

整理番号4、花巻森林地域です。地区名は、花巻市矢沢地区です。スクリーンの黄色で表示してある地域です。花巻駅と新花巻駅の間に位置します。砂利洗浄プラントの建設により、現況が森林でなくなったため、森林地域を1ha縮小します。変更箇所の上地域の指定状況です。緑色の森林地域、オレンジ色の農業地域、赤色の都市地域が指定されていますが、森林地域を除外して、農業地域と都市地域とするものです。現在は、砂利洗浄プラントとして利用されています。

整理番号5、遠野森林地域です。地区名は、遠野市松崎町です。スクリーンの黄色で表示してある地域です。遠野駅の北側に位置します。太陽光発電施設の整備により、現況が森林でなくなったため、森林地域を2ha縮小します。変更箇所の上地域の指定状況です。緑色の森林地域、オレンジ色の農業地域が指定されていますが、今回、森林地域を除外して、農業地域のみとするものです。現在は、太陽光発電施設として利用されています。

整理番号6、北上森林地域です。地区名は、北上市口内町です。スクリーンの黄色で表示してある地域です。北上駅の東側に位置します。太陽光発電施設の整備により、現況が森林でなくなったため、森林地域を4ha縮小します。変更箇所の上地域の指定状況です。緑色の森林地域、オレンジ色の農業地域が指定されていますが、森林地域を除外して、農業地域のみとするものです。現在は、太陽光発電施設として利用されています。

整理番号7、奥州森林地域です。地区名は、奥州市胆沢区若柳地区です。スクリーンの黄色で表示してある地域です。胆沢ダムの用地造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域を53ha縮小します。変更箇所の上地域の指定状況です。変更前は、森林地域53haのうち36haが、自然公園地域に指定されていましたが、森林地域を除外するため、変更後

は自然公園地域 36ha、白地地域 17ha となります。今回の変更で、白地地域が 17ha 発生しますが、ダム用地として、国により管理されることから、無秩序な開発等の懸念はないものと考えられます。対象地全体の航空写真です。変更箇所を赤で囲んでいます。現在は、堤体の一部、湛水域、法面などとして利用されています。

最後に、スケジュールを説明しますので、4 ページをお開きください。土地利用基本計画の変更手続きは、当審議会及び関係市町村に意見を求め、国土交通省へ本協議のうえ同意を得て、変更の決定をします。関係市町村への意見聴取については、全市町から意見なしとの回答を得ています。本日の審議結果を踏まえ、国土交通省への本協議を行います。本協議は、3月上旬に完了する見込みで、3月中旬に計画変更の決定および告示を行う予定です。個別規制法についても、各法律に則って変更手続きが進められており、土地利用基本計画変更の告示のあとに、個別規制法による計画変更の告示が行われる予定です。

土地利用基本計画の変更についての説明は以上です。

【豊島会長】

ありがとうございました。

7 件の変更が掲げられております。うち 3 件は、市街化区域への編入によって農業地域から除外するという案件です。残り 4 件は、森林地域から除外するという案件です。

先ほどご説明がありましたとおり、審議にあたっては次の 3 点を踏まえて頂きたいということです。一点目は、土地利用基本計画との整合性です。つまり基本計画では自然的土地利用の減少を鈍化させるという大きな方向性が打ち出されておりますが、それを基にするかどうかという点です。二点目は、土地利用転換が適正かどうかという点。三点目は、その転換によって他地域に悪影響が及ばないか、及ぶとすれば何か対策が講じられるかです。この 3 点が基礎になるということでありました。

最初に、農業地域を除外する案件についてご質問いただきたいと思います。いずれも市街化区域への編入によるものです。

事務局にお尋ねします。基本計画との整合性という点で、今回の変更は、量的に想定範囲内に収まるものと理解してよろしいでしょうか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

今回の市街化区域への編入案件につきましては、計画との整合性が認められると考えております。今回は、市町の意向がございまして、都市的利用を容易にしながら、周辺住民の利便性の向上を図るため、用途指定が可能な市街化区域へ編入したいということでご協議させていただいたところです。一体的に市街化区域へ編入するという点で、整合性はあると考えております。

【豊島会長】

皆さまからご意見がないようですので、問題なしと認めてよろしいですね。

次に、4件の森林地域除外案件です。森林地域の除外にあつては、先ほどの農業地域の除外と少々違います。林地開発許可制度というものです。森林地域内の森林を開発する場合、林地開発許可が必要です。これは森林審議会で審議するもので、災害防止対策や環境汚染対策等がしっかりとられていると判断されれば、林地開発を認める決定をして森林は改変されます。そのため、森林地域の除外は、実質的に、後追いで現況に合わせるという形になりますことをご理解いただきたいと思います。

森林地域除外案件について何かご意見や情報はございますか。

【川田委員】

会長がおっしゃったとおり、森林地域の除外は後追いということで、私たちが本当にこの森林を開発していいのかなと思っても、この会議では何もできない状況です。森林はメガソーラーなどができる「その他」の地域になるということです。メガソーラーとして使われていけばいいのですが、使われなくなった場合は「その他」という地域がどのようになってしまうか気になります。再び森林に戻ることは可能なのか、それとも開発される地域になってしまうのか、今後の見通しを教えてください。

【豊島会長】

私も気になるところであります。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

資料にもございますが、今回の案件につきましては、森林地域を除外しましても、農業地域の網が掛かっています。震災以降、再生可能エネルギーの普及という社会的要請を受けながら、メガソーラーの案件が出てきています。今回の案件につきましては、森林地域を除外しても白地地域にはならず、農業地域がかかっておりますので、仮に10年後、20年後にメガソーラーの事業者が撤退する場合には、その跡地を農業として使うか、森林に戻すのかというのは個別事案ごとによって変わってくるかと思いますが、問題は限定的ではないかと考えております。

【豊島会長】

制度的にはそうですが、一方で具体的に考えた時に、メガソーラー設備の基礎もしっかり取り除いて農地として使える状態になる仕組みになっているのかいないのかについて情報をいただけますか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

その点につきましては、土地の所有者の意向もあると思います。例えば、賃貸でメガソーラーを設置している場合は、現状に戻すような覚書を交わすこともあると思います。また、大規模なものになると、市町村も間に入りながら、環境への影響等の問題がないよう

に地元住民ともすり合わせをしながら進めている状況です。

【豊島会長】

そのあたりについては、協定あるいは取り決めに目を向けていきたいと思いを。他に皆様からいかがでしょうか。

【熊谷委員】

聞いたところでは、農地にメガソーラーを設置した場合、10年程度で設備を交換しなければならないようです。山林については、行政が目光らせているとお話がありましたが、メガソーラーが稼働して10年程度経ってうまくいかなければ撤退するわけですが、事業者が撤退するときに、跡地まできれいにしていくか不安です。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

行政上の関わりについてですが、農地を転用してメガソーラーを設置する場合、農地転用の許可等の手続きは行政が行っています。今委員からご指摘があった撤退後の行政的な関わりについては、担当課から説明します。

【事務局】（森林保全課小澤技術主幹兼保全・治山林道担当課長）

林地開発の許可制度を担当しております森林保全課の小澤と申します。林地開発の許可基準によりますと、開発許可の申請にあたっては、地元市町村と公害防止協定や開発協定を締結して、その書類を添付して申請することとなっておりますので、開発中、開発後も締結した協定書に基づき適切に実施することを確認して許可を与えている状況でございます。

【豊島会長】

私たちがそのあたりを忘れないようにしたいと思います。他にいかがでしょうか。

特にご意見がないようですので、ただいまご審議いただきました岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について、当審議会として原案を適当と認める旨を知事に答申することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

【委員】

異議なし。

【豊島会長】

ありがとうございました。岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更については、原案を適当と認める旨を知事に答申することといたします。

続きまして、議事の2番目「国土利用計画岩手県計画の改定等」に移ります。事務局か

ら説明をお願いします。

(2) 国土利用計画岩手県計画の改定について

【事務局】（佐々木主任主査）

資料3をご覧ください。「国土利用計画岩手県計画の改定等について」ご説明します。

「1 国土利用計画岩手県計画の概要」について、さきほど資料1でご説明したとおり、国土利用計画法に基づき、県土の利用に関する基本的事項を定めた計画で、国土利用計画全国計画を基本として策定されています。昭和52年に策定された後、3回改定され、平成20年の改定を経て、現行の第四次計画となっているものです。

次に、「2 改定理由」について、2点あります。1点目としては、現行計画の目標年次は、平成29年までとなっていますが、現在、全国計画が平成27年中の改定を目途に作業が進められていることから、全国計画の基本方向に沿って県計画を見直す必要が生じたためです。2点目としては、当審議会からもご意見をいただいておりますが、東日本大震災等を踏まえた内容の見直しとともに、復興整備事業等による土地利用転換を踏まえた利用区分別等の規模目標を見直す必要があるためです。

そして、「3 特別委員会の設置」について、県計画の改定に当たっては、当審議会のご意見を十分に反映させながら計画案を策定したいと考えております。しかし、限られた期間内に計画案を集中的に審議いただく必要があることから、第四次計画改定時と同様に、当審議会条例第7条第1項の規定に基づき、特別委員会を設置しようとするものです。特別委員会の設置後、別途、県では関係課等による「県計画改定検討委員会」を組織し、計画素案の検討、作成を行います。検討委員会が作成した計画素案等について、特別委員会からは、必要な事項等のご意見をいただくこととなります。最終的には、当審議会にお諮りしたうえで、改定計画案を策定したいと考えているものです。

最後に、「4 県計画改定スケジュール(案)」について、スケジュール表の上半分に全国計画の改定予定を、下半分に県計画の改定予定を表記しています。はじめにお断りしますが、全国計画改定のスケジュールは、流動的であることをご了解願います。

今後、都道府県への素案等に対する意見照会、原案に対する知事意見を聴取のうえ、国土審議会計画部会での審議を経て、国土審議会へ最終報告後、平成27年7月に「第五次国土利用計画」（全国計画）が策定される予定です。

県計画の改定スケジュールは、当審議会に特別委員会を設置後、県関係課等で組織する「県計画改定検討委員会」において、素案等の検討、作成を進めたいと考えております。

特別委員会は、平成27年度中に3回程度開催し、素案等のご審議をしていただき、県議会への報告を経て、最終計画案を当審議会へお諮りしたうえで、平成28年7月を目途に「第五次国土利用計画岩手県計画」を策定したいと考えています。

以上で、資料3「国土利用計画岩手県計画の改定等について」の説明を終わります。

【豊島会長】

ありがとうございました。現在の第四次計画の目標年次は平成 29 年ですが、それを少し早めて 28 年前半くらいに改定したいということです。その経緯の一つとしては、国レベルの改定作業が 27 年中に始まるという状況です。もう一つは、復興整備事業が進む中で見直す必要があるということです。その改定作業について、特別委員会を設置して効率的にスピード感を持って進める必要があるというご提案でした。

特別委員会の人件数などは、どの程度のものをイメージされていますか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

委員会の構成につきましては、各分野から 7 名程度で構成したいと考えております。震災を踏まえた防災の視点、環境の視点、また本県の場合は農林業の土地利用のウエイトが大きいため農業、林業、水の分野、あとは交通都市政策、土地の専門家等々で構成したいと考えております。

【豊島会長】

先ほど三宅委員からご意見を頂きましたが、農業分野においてはここ 10 年、20 年の間に大きな変化が起こるであろうということです。今度の改定作業が、より一層大事になってくると思います。

さて、特別委員会を設置することについて、皆さんからご質問はございますか。

設置することに異議はないものと認め、ご提案とおりに特別委員会を設置することといたします。特別委員会の委員について、事務局でお考えがあればお示しください。

【事務局】（佐々木主任主査）

それでは、事務局で考えている候補者案をお示しいたします。お手元に候補者の名簿をお配りします。

今お配りした名簿が事務局として考えております特別委員会候補者の案でございます。先ほど、臼澤から申し上げましたとおり、7 名の方を選出しております。選出の考え方としては、県計画の改定にあたり、特に密接に関係する分野から 7 名の委員の方をお願いしたいと考えております。具体的には、防災分野から井良沢委員、環境分野から川田委員、農業分野から熊谷委員、林業分野から高橋委員、水分野から豊島委員、土地分野から服部委員、交通分野から南委員、以上 7 名の皆様に委員をお願いしたいと考えております。

なお、本日、防災分野の井良沢委員が欠席されておりますが、本日の審議会で特別委員会の設置の承認が得られた場合には、特別委員の委員を承諾する旨の回答をいただいている事を申し添えいたします。

【豊島会長】

特別委員会の委員についてご説明がありましたがご質問はございますか。

それでは、今日ご出席の候補者は、この場で承諾を得るということですが、特別委員に

ご指名があった方で引き受けられない方はございますか。この計画作りにおいては、揉むところが必要でありまして、是非ご参画いただきお知恵をお貸してください。それでは、今日ご出席の方で候補に挙がった方は、承諾ということをお願いいたします。

【南委員】

国土利用計画岩手県計画の改定について、一言申しあげます。

復興事業による道路や宅地開発で、大きく土地利用が変化している様子が見受けられます。その見方ですが、その人たちの立場によって、減っていくと見る人や増えていくと見る人がいると思います。県計画を作る際の書きぶりというのがとても大切で、全体のバランスを見ながら行う必要があると思います。復興関係で大きく数字が動くかどうかは、やってみないと分からないと思いますが変化はあると思います。そのあたりを丁寧に説明する、あるいは平常時の計画に加える等、工夫する必要が出てくると思いましたが、是非宜しくお願いします。

【豊島会長】

私からも宜しくお願いします。特別委員会でのやり取りは本当に大事になってきますし、また、この審議会に持ち込んで皆さんからご意見をいただくのも大事になってくると思います。また、量的な点と質的な点をいかに向上させるかということも、大事なポイントになってくると思います。

次第4「報告事項」です。東日本大震災からの復旧復興の状況について、復興局復興推進課からご説明をお願いいたします。

4 報告事項

【事務局】（復興局復興推進課菊池推進協働担当課長）

（資料4 「いわて復興の歩み」について説明）

【豊島会長】

ありがとうございました。復旧・復興の状況、また、この冊子をはじめ、県内外に発信する取り組み等を説明いただきました。

私から一点質問します。21 ページに棒グラフが並んでおりますが、漁港施設（漁港数）は、市町村管理の漁港も含むのですか。

【事務局】（復興局復興推進課菊池推進協働担当課長）

含んだ数字です。

【豊島会長】

ありがとうございました。

ご質問があれば後日復興局に問い合わせください。

その他、皆さんからごさいませんか。それでは事務局から何かごさいですか。

5 その他

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

事務局から次回の審議会の開催予定についてご説明いたします。次回の審議会は、平成28年1月に開催したいと考えております。先ほど、資料3の国土利用計画岩手県計画の改定等についての説明の中で県計画の改定スケジュールをご説明させていただきましたが、次回の開催にあたっては、岩手県計画の改定素案についてご説明させていただきたいと考えております。

6 閉会

【豊島会長】

予定していた議事を全て終了しましたが、最後に何かごさいですか。

無いようですので、以上をもちまして第58回岩手県国土利用計画審議会を終了といたします。円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。